

地域未来交付金(地域未来推進型)  
交付要領  
(インフラ整備事業(国土交通省所管港湾整備事業))

令和8年4月7日  
国港総第 686 号

国土交通省港湾局長

## 第1 通則

地域未来交付金制度要綱(令和8年2月4日付け府地創第 30 号及び府地事第 54 号内閣府事務次官通知、7農振第 2446 号農林水産事務次官通知、620260127 財経第2号経済産業事務次官通知、国総政第 54 号国土交通事務次官通知、環政総発第号環境事務次官通知。以下「制度要綱」という。)第6 1 3)に定める地域未来交付金(地域未来推進型)のインフラ整備事業(国土交通省所管港湾整備事業)の交付に関しては、制度要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)、国土交通省所管補助金等交付規則(平成 12 年総理府・建設省令第9号)、港湾関係補助金等交付規則(昭和 36 年運輸省令第 36 号)、地域未来交付金(地域未来推進型)交付要綱(インフラ整備事業(国土交通省所管港湾整備事業))(令和8年4月7日付け国港総第 685 号国土交通事務次官通知。以下「交付要綱」という。)、その他の法令及び関連通知のほか、この要領に定めるところによるものとする。

## 第2 交付申請

交付要綱第8に定める交付申請書の様式は、別紙1のとおりとする。地方公共団体は、地方整備局等(北海道にあっては北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局)に、同交付申請書に必要な書類を添えて提出するものとする。

## 第3 変更交付申請

交付要綱第9に定める変更交付申請書の様式は、別紙2のとおりとする。なお、事業完了予定年月日の変更のみ行う場合の様式は、別紙3のとおりとする。第2の規定は、変更交付申請書を提出する場合について準用する。

## 第4 申請の取下げ

交付要綱第 10 の申請取下書の様式は、別紙4のとおりとする。第2の規定は、申請取下書を提出する場合について準用する。

## 第5 実績報告

交付要綱第 12 に定める実績報告書の様式は別紙5及び別紙6のとおりとする。第2の規定は、実績報告書を提出する場合について準用する。

## 第6 事業の適正な実施

地方公共団体は、交付要綱第6 3に規定する交付金の他の事業への充当等、事業の適正な実施を図るため、交付要綱第8及び第9に定める申請、交付要綱第 12 に定める報告を行うときは、別紙7を作成し交付申請書等に添付するものとする。

## 第7 準用

この要領に定めのない事項については、社会資本総合整備事業にあつては、社会資本整備総合交付金交付要綱、社会資本整備総合交付金交付申請等要領及び関連通知の定めるところに準じるものとするほか、港湾関係補助金等交付規則実施要領（昭和43年5月8日付け港管第814号国土交通省港湾局長通知。以下「実施要領」という。）、港湾関係補助金等交付規則実施要領の運用について（平成22年4月1日国港総第69号港湾局長通知。以下「運用通達」という。）に準じるものとし、港湾整備事業にあつては、実施要領、運用通達、港湾機能高度化施設整備費補助交付要綱（港湾機能高度化施設整備事業に限る。）に準じるものとする。

附 則（令和8年4月7日付け【国港総第 686 号】）

- 1 本要領は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 本要領の施行の際、現に改正前の要領に基づき行われている継続事業で、令和7年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、なお従前の例による。